

第17回基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成20年10月6日(月)15:00~17:50
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室
- 3 出 席 者

【委員等】

竹内部会長、大守部会長代理、井伊委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、吉川委員、美添委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 基本計画に関する答申(中間報告)(案)について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 基本計画に関する中間報告(案)について

中島統計委員会担当室長から、資料1、2等に基づき、基本計画に関する答申(中間報告)(案)について説明の後、意見交換が行われた。委員等の主な意見は次のとおり。

《「はじめに」及び「第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針」部分関係》

- ・ 「第1 3. 施策展開に当たっての基本的な視点」で、統計整備の究極的な目標を有用性に帰しているのは表現として強すぎるのではないか。
- ・ 新統計法の目的規定では、「公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であることをうたっており、原案の記述でよいのではないか。
- ・ 新統計法の規定を踏まえた記述とすべき。

《第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策》部分関係》

- ・ 「1.(1) 基幹統計の指定に関する基本的考え方」は、指定に関する考え方ではなく、まず基幹統計そのものについて、他の統計との接合性や連携性といった理念が書かれるべき。また、「なお、業務統計及び加工統計についても、基幹統計として指定することが可能」との文言は新統計法の趣旨からしても不適切。
- ・ 基幹統計の要件は「重要性」に尽きるものであり、それ以上の条件を課すことは制度の柔軟性の観点から望ましくなく、原案にあるような例示にとどめるのが適当というのがワーキンググループでの結論。
- ・ 業務統計については、新統計法の制度の下では、統計側としては「使わせて頂く」立場であり、「基幹統計として指定することが可能」としか書きようがないのが現実。

- ・ 「1.(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性」の部分で、経済構造統計については、平成23年経済センサスのあり方は現在関係府省で調整中だが、5年周期できちんとしていく必要があることを打ち出すとともに、達成すべき目標、主要な産業関連統計との関係、SNA・IO等との関係等の点について、中長期的作業スケジュールを策定することの必要性を書き込むべき。
- ・ 実施時期の書きぶりについては、中間報告の段階では、行政部内での検討が進行中であり、その状況を踏まえた記述とすべき。
- ・ 経済センサスに基づいて、ビジネスレジスターを構築する際には、企業の識別番号を導入すべきことを書き込んで欲しい。
- ・ ビジネスレジスターにはそのような機能が盛り込まれることが予定されているし、一部実施されている。むしろ、ビジネスレジスターとリンクすべきその他の統計に、ビジネスレジスターの識別番号を導入していくことが今後の課題。
- ・ 経済センサスの役割として、母集団情報の整備とともに、経済構造を把握するという役割があることを明記すべき。
- ・ 経済センサスに二つの役割があることには同意するが、統計調査による把握可能性等を勘案すると、経済センサスにおいて様々な事項を調査することよりも、まず母集団情報の整備が優先的に考えられるべき。
- ・ 基幹統計としての経済構造統計について、長期的なビジョンを書くべき。
- ・ ビジネスレジスターを構築した上で、経済の構造統計をどう作るか、統計委員会の場での議論が重要であることを明記すべき。
- ・ 経済構造統計に関する記述については、統計局案に基づいて修正することとしたい。
- ・ 国勢調査について、ペンディングとされている部分については、中間報告に書き込むべき。
- ・ 国勢調査のペンディング部分は、盛り込むこととしたい。

- ・ 「2.(1) 国民経済計算の整備と一次統計の連携強化」についての修正案については、概ね妥当であるが、文末表現などにおいて、原案のニュアンスを変えないようにする必要がある。

- ・ 「2.(6) スtock統計の整備」についての修正案は概ね妥当であるが、恒久棚卸法に係る記述については、これを唯一無二の推計方法とするのではなく、主流となっている方法との位置付けで記述すべきではないか。

《第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項》部分関係》

- ・現在の国民経済計算の内容は、内外のユーザーのニーズや国際的な整備水準に対して大きなギャップがある。その背景にはリソースの不足と業務量の増加があり、国際的なベスト・プラクティスからの遅れ、諸勘定・時系列データの不十分な整備、公表資料の訂正の発生等の弊害が生じているのが現状。人的資源の飛躍的な拡充及び戦略的なリソース投入等が必要。
 - ・国民経済計算についてのリソース不足は本文でもっと強調しても良いのではないか。
 - ・国民経済計算はシステム面でも絶えざる研究開発が必要であり、その意味で、リソース不足は強く書くべき。
 - ・SNA以外の統計についても、基本計画で挙げられた諸施策を実行するには新たなリソースが必要であることをはっきり書くべき。
 - ・リソース確保が基本計画推進の条件のように書くことは、リソースが得られなかったことを口実に各施策が実行されないことにもなりかねない。
 - ・リソースの必要性を書くなら、本当に必要かどうか、そしてリソースが手当出来なかったら何が起こるかを具体的に書くべき。また、足下の緊急避難的な対応と、数年単位の議論も区別すべき。
 - ・リソースについて、単に「統括官室が調整する」と書くだけでは何も解決しない。日本全体としてどうするかを考える場を作るべき。
 - ・リソースの再配分について具体的に指示することは、統計委員会の権限を越えている部分があるのではないか。
 - ・二次利用については統計全体の横断的なサービス提供であり、政府部内のどこかが統一的に必要なリソースを要求しインフラ整備を行うべき。
 - ・現在の「最適化計画」は、予算面等において、各省の負担と全体の調整がうまくいっている一つの例。二次利用についても同様に出来ないか。
 - ・リソース確保が必要な業務の例示として、SNA 部局に加えて二次利用など新統計法で導入された新たな業務の発生を特記すべき。
 - ・SNA 関係、二次利用関係のリソース手当の必要性を書き込むこととしたい。
-
- ・地方分権改革との関連の部分については、中間報告の段階では、原案のとおりとし、最終答申をとりまとめるまでの間に、必要に応じて更に検討していくべき事項。
 - ・農業統計については、戦後の食糧不足時からの経緯等があること、実査に当たっては農作物に関する専門知識という他の統計とは異なる専門性が必要なのに留意が必要。
 - ・地方は国の調査の実査体制だけでなく、地方独自の調査の企画機能もあり、そうした部分を支援することの必要性についても書き込むべき。

《第4 基本計画の推進・評価等》部分関係》

- ・原案の内容すべては、最低限、盛り込まれるべきもの。
- ・統計委員会によるフォローアップについて、別表でのみ「統計リソースの確保も含めて」となっているが、本文も同様にしてはどうか。

《別表》関係》

- ・第3の2(3)ウの統計専門職の導入については、日本の雇用慣行等を踏まえれば、問題の解決のため

めに最適な手段とは思われず、他の手段を含めた幅広い検討が必要。

- ・ ワーキンググループでの検討では、統計専門職の導入は、考えられる手段の一例にすぎなかった。

以上の議論及び 10 月 9 日までに提出される各委員による具体的修文案を踏まえ、中間報告（案）を更に修正し、次回会合における決定を目指すこととなった。

（２）その他

今回は、統計委員会との合同開催として、平成 20 年 10 月 20 日（月）15:00 から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>